

国民健康保険に加入している皆さんへ 交通事故などで

けがをしたらご連絡を！

交通事故や傷害事件など第三者の行為によって負傷したときの治療費は、原則加害者の負担になります。しかし、その賠償が遅れるときなどは、届け出をすることで一時的に国民健康保険で治療を受けることができます。

市では、過失の多少に関係なく、加害者に対し治療費の請求を行っています。事故などでけがをしたら、必ず市へ届け出をお願いします。

届け出をしないで国民健康保険証などを使用したときは、自己負担になる場合もありますので、必ず届け出をしてください。

また、医療機関から送付される診療報酬明細書を確認後、事故原因が第三者行為であることが判明したときは、後日、被保険者に連絡することがあります。

交通事故が発生したら…

■**まずは落ち着いて**
事故発生時はパニックで冷静な判断が難しくなります。深呼吸を心掛けましょう。

■**相手の身元を確認**
相手の氏名、住所、電話番号、車のナンバー、免許証、車検証などを確認しましょう。

■**警察に連絡を**
トラブルを防ぐために、些細な事故でも必ず警察に連絡をしましょう。

市が加害者に治療費を請求するときには、『人身事故証明書』が必要になります。けがをしたときは、警察に人身事故として処理をしてもらってください。



■市に届け出を

国保年金課窓口で保険証と印鑑を持参してください。治療を受けるときに必要な、「国保診療許可書」を発行します。治療を受けるときは、この許可書と保険証を医療機関に提示してください。

■その他

国保診療許可書を発行するときに、市が立て替えている治療費を、加害者（加害者加入の保険会社など）に請求するときに必要な書類を渡します。必要事項を記入して、後日提出してください。

■注意事項

次のときは国保で治療が受けられません。
▼勤務中や通勤途中での事故
▼違法行為（飲酒運転や無免許運転）による事故
▼給付制限の対象になります。示談を済ませましたとき

示談後は、国民健康保険が使えるようになる場合がありますので、必ず事前に相談してください。

■届出先

国保年金課国保班
☎(93) 4083

国民年金保険料は全額が 社会保険料控除の対象です

国民年金保険料を社会保険料控除として申告するときに必要な「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が11月上旬に日本年金機構から送付されます。申告を行うまで大切に保管しておいてください。

年の途中から国民年金に加入した場合や、10月1日以降に初めて保険料を納付する人については、翌年2月上旬に同様の証明書が送付されます。



家族の保険料を 納付している人は

国民年金保険料は、被保険者本人だけでなく、その世帯の世帯主や配偶者も連帯して納付する義務があります。

家族の国民年金保険料を納付したときは、その納付額が全額が納付した人の所得税などの控除対象になります。

年末調整などをすると、自分と連帯して納付した人の社会保険料額の合計納付額と、双方の証明書を添付して申告をしてください。

☎ねんきん加入者ダイヤル
0570(003)004
(ナビダイヤル)
(月)金曜日の午前8時30分～午後7時

※第2土曜日は午前9時～午後5時まで

国保の所得申告を 提出してください

所得税や住民税の申告が必要ない人でも、国民健康保険税の納税義務者は、世帯の加入者の所得などを申告しなければなりません。

市では課税の公平性の確保と平等な保険給付を図るため、申告が済んでいない人や給与支払報告書が提出されていない人などに「国民健康保険税申告書」を送付し、申告書の提出をお願いしています。

申告書は国民健康保険税の軽減措置や、高額療養費の支給などの判定基準となります。申告がないと軽減措置などを受けられない可能性があります。申告書を受け取ったら必ず提出してください。



国保税の納付には 「便利な口座振替」 を推奨しています

国民健康保険税の口座振替の申込手続きをすると、納付にかけられる必要もなく、翌年以降も自動継続されます。口座振替を利用するためには、事前に申込手続きが必要です。

口座振替申込書は、国保年金課・納税課窓口のほか、市内の金融機関にも備え付けてあります。

☎国保年金課国保税班
☎(93) 4084

適正な医療の受診を 心掛けましょう

休日や夜間に、軽症の人が救急医療へ受診することが増え、重症の人の治療に支障をきたしています。必要な人が安心して医療を受けられるように、医療機関・薬局では、次のことに留意しましょう。

○休日や夜間に救急医療機関を受診するときは、平日の時間内に受診できないか、考えてみましょう。

○かかりつけの医師を持ち、気になることがあったらすぐに相談しましょう。

○同じ病気で複数の医療機関への受診は控えましょう。重複する検査や投薬により、かえって体に悪影響を与える可能性があります。

○薬をもらい過ぎないようにしましょう。薬が余っているときは、医師や薬剤師に相談してください。

○後発医薬品（ジェネリック医薬品）を利用しましょう。先発医薬品と同等の効能・効果を持ち、費用も安く済みます。詳しくは、医師や薬剤師に相談してください。



問い合わせ先

●国保年金課国保班
☎(93) 4083
●国保年金課高齢者医療年金班
☎(93) 4085

農業者年金に 加入しませんか？

農業者年金は、農業者がより豊かな老後を過ごすことができるよう、国民年金に上乘せして、自分で積み立てた保険料と運用益を含めて、将来年金として受給する制度です。いつでも加入でき、脱退や再加入もできます。

■農業者年金の特徴

○積立方式・確定拠出型のため、加入者・受給者数に左右されない、少子高齢時代に強い制度です。

○認定農業者で青色申告をしているなど、40歳未満で一定の要件を満たすときは、国から月額最高1万円の保険料補助があります。

○保険料全額が所得税の社会保険料控除の対象になります。

■**対象**
年間60日以上農業に従事する20～59歳の国民年金第1号被保険者

■**保険料**
月額 20,000円～
67,000円

■**受給**
65歳から生涯受給できます。加入者や受給者が、80歳になる前に亡くなったときは、80歳までに受け取ると仮定した現在価値相当額を、死亡一時金として遺族が受け取れます。

☎農業委員会事務局
☎(93) 6494

市民課一部証明交付 日時

11月12日(日)、26日(日)
午前8時30分～
午後5時15分

■場所 市民課(左図①)

■**取り扱う証明**
○住民票の写し
○印鑑登録証明書
(印鑑登録証が必要)

※住民票の写しは、本人及び世帯員以外の人には交付できません。申請には運転免許証などの本人確認が必要です。
☎市民課市民班
☎(93) 4086

市税休日納付相談

■日時

11月5日(日)、12日(日)、
19日(日)、26日(日)

午前9時～午後4時

■**場所** 国保年金課(左図②)

■**納付相談などの対象**
○市・県民税
○固定・都市計画税
○軽自動車税
○国民健康保険税

問い合わせ先

●納税課納税班
☎(93) 0433
●国保年金課国保税班
☎(93) 4084

